

❀ 地域包括支援センターだより ❀

高齢者福祉サービス事業をご利用されませんか

飯塚市では市内にお住まいの高齢者の方々の在宅生活を支援するさまざまな福祉サービスを行っています。



介護用品（紙おむつ・尿取りパット）給付事業

要介護3以上の認定を受け、常時紙おむつ又は尿とりパットの使用を必要とする高齢者を在宅で介護する世帯に対して、6,000円/月を上限とし紙おむつ又は尿とりパットを給付します。

非課税世帯

高齢者訪問理美容サービス事業

要介護3以上の認定を受けた在宅の高齢者で外出が困難な方に対し、理容師等が自宅に訪問し理髪等のサービスを提供するための訪問サービス料を助成します。

認知症高齢者等位置検索システム

行方不明になる恐れのある高齢者または若年性認知症の方を在宅で介護する家族に対して、GPS専用機の購入又はレンタルの初期費用を一部助成（上限額7,000円【税込】所得によって異なる。）します。

介護手当給付事業

要介護3以上の認定を受けており、介護保険サービスを利用していない高齢者を在宅で介護している同居家族に、10,000円/月の介護手当を給付します。

「食」の自立支援事業

高齢者のみの世帯で調理や購入が困難な世帯に、安否確認を兼ね、週7日以内で1日1回栄養バランスのとれた夕食を配達します。

福祉電話設置事業

外部との通信手段がない高齢者に対し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として福祉電話（加入権）を貸与します。

緊急通報システム事業

急な発作が予見されるなど健康上特に注意が必要な在宅のひとり暮らし世帯に、緊急時に簡単な操作で外部へ緊急事態を知らせることのできる機器を設置します。

軽度生活支援事業

「家屋内の大掃除」「庭の除草・草刈り」のうち必要と認められる軽度な日常生活支援を行います。

非課税世帯

高齢者住宅改造助成事業

住宅を高齢者の居住に適するように改造する費用の一部を、当該住宅につき1回限り、100,000円を限度に助成します。

非課税世帯

高齢者日常生活用具給付事業

介護認定を受けており、心身機能の低下に伴い防火に対する配慮が必要な高齢者に対し、電磁調理器、火災警報器の購入費用の一部を助成します。

非課税世帯

サービスの利用にあたっては、訪問調査（身体・生活状況等の聞き取り）を受け、申請書を提出（各地域包括支援センターが代行で実施）していただく必要があります。また各サービスの該当要件（世帯構成、介護認定、課税状況など）は、それぞれ異なりますので、詳細はお問合せください。

各サービスの詳細、該当要件などについては

- ・飯塚市高齢者支援課 高齢者支援係 ☎0948-22-5506 FAX: 0948-25-6214
- ・お住まいの地区の地域包括支援センターにお問合せください